

## 「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」について

令和 2 年 9 月 23 日  
京 丹 後 市 役 所

京丹後市では、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、また、これから秋冬の本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、「市民生活の安全、安心の確保」と「観光立市と安全、安心な観光推進」の両立を実現するため、「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」制定について、9月定例会に提案します。

### ◆条例の概要

本条例は、新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目指すもの。

- ・第1条 目的
- ・第2条 定義
- ・第3条 市の責務
- ・第4条 市民、観光事業者及び観光関係団体等に求められる行動
- ・第5条 観光旅行者に求められる行動
- ・第6条 観光事業者以外の事業者に求められる行動
- ・第7条 委任

### ◆施行日

公布の日 ※議会承認後

### ◆問い合わせ先

京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450